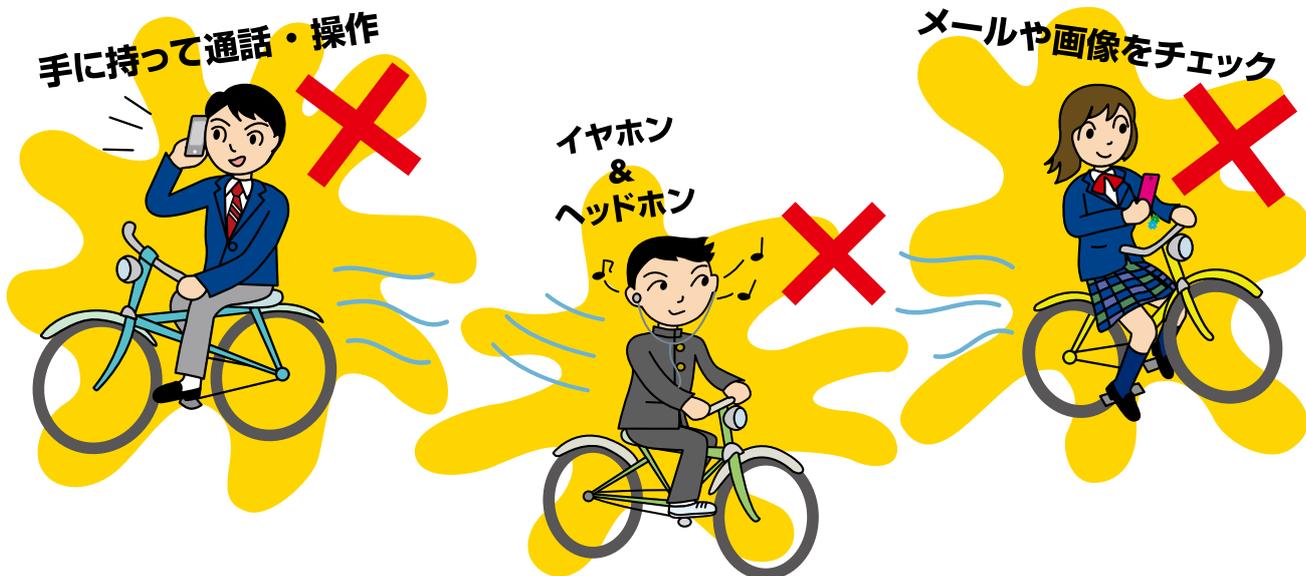


携帯・スマホを利用しながらの 自転車運転は違反です



茨城県道路交通法施行細則が一部改正され、次のような規定が7月1日から新たに加わります。

追加規定

■携帯電話等に関する規定
携帯電話などを手に持ちながら通話や操作したり、携帯電話や音楽プレイヤーなどの画面を見ながら自転車を運転しないこと。

■イヤホン等に関する規定
イヤホン・ヘッドホンを使用して音楽等を聴くなど、安全な運転に必要な音または声が聞こえないような状態で自動車、原動機付自転車または自転車を運転しないこと。
※ただし、難聴者が補聴器を使用する場合や公共目的の遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホンなどを使用するときは、この限りではない。

罰則規定

5万円以下の罰金

問合せ先／茨城県警察本部
(☎029-301-0110)

桜川市観光協会は、桜川市の魅力を多くの人にPRし、地域の産業活性化や市民の文化向上を目的として活動しています。

本年4月1日から、観光協会は新たな体制でスタートしました。これまでは岩瀬支部と真壁支部という下部組織があり、両支部が地域毎の観光振興の中心を担ってききました。

新体制では、市内の地域間協力と観光支援の平準化を図り、観光の取り組みをより強化していくために、支部を廃止し、観光協会の組織を一つにしました。

今後は、自然豊かな風土を活かした地元の特産品販売にも力を入れ、それらの良さを積極的に発信していきます。また、地域の特徴を活かした新たなイベントの開催など、更なる桜川市の魅力発見に努めていきます。

桜川市観光協会の 岩瀬支部と真壁支部が一本化 ～新たな体制でスタート～

■会員制導入

新体制スタートに伴って、会員制を導入しました。会員には観光協会ホームページへの会員情報掲載、観光客からの問い合わせやマスコミ(テレビ、新聞など)の取材に対する会員紹介などの特典があります。

観光協会の活動に興味があり、一緒に桜川市の観光振興に取り組んでいただける方のご入会をお待ちしています。

▼入会方法

入会申込書を商工観光課(真壁庁舎)に提出してください。

▼入会金

2,000円(年会費)入会申込書を提出する際に納入をお願いします。

■問合せ先

商工観光課(☎0296-5511159直通、☎581-5111-7513111代表)